

平成16年11月10日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船の違法設置漁具の押収について

1. 隠岐島北方の底刺網漁具の押収

水産庁漁業取締船「海鳳丸」は、11月6日に隠岐島の北方約92Kmの我が国排他的経済水域内で韓国漁船らしき漁船を発見し追跡した。追跡の結果、違法操業の確認には至らなかったものの、同漁船は韓国漁船であることが判明し、また同漁船が存在していた位置で同漁船が遺留したとみられる漁具を発見した。

このため、「海鳳丸」は同日から同月8日にかけて、「排他的経済水域における漁業に関する主権的権利の行使等に関する法律」違反の証拠物として、底刺網約6Km及び同用ロープ約2.3Kmを押収した。

韓国漁船は、サデ曳き（漁具を引っ掛ける道具「スバル」で海底の漁具を探ること）によって漁具を引き揚げるとみられ、スバルに底刺網が掛かった状態で残されていた。

押収した底刺網にはズワイガニ886Kgが掛かっていたが、全て放流した。

2. 浜田港北方の底刺網漁具の押収

水産庁漁業取締船「みうら」は、10月24日に島根県浜田港の北方約68Kmの我が国排他的経済水域において、韓国漁船が違法に設置した漁具を発見した。

このため、「みうら」及び水産庁漁業取締船「かなえ」は、翌25日から同月31日にかけて、「排他的経済水域における漁業に関する主権的権利の行使等に関する法律」違反の証拠物として、底刺網約23Km及び同用ロープ約2Kmを押収した。

押収した底刺網は、複雑に絡み合っており、再使用も不可能な状態であることから、韓国漁船が引き揚げをあきらめて放置したものとみられる。

押収した底刺網にはズワイガニ約1,770Kgが掛かっていたが、全て放流した。

3. 韓国漁船が違法に設置した漁具の回収状況

韓国漁船が我が国排他的経済水域内に違法に設置した漁具の数は日韓漁業協定発効以降年々増大している。平成16年（11月10日現在）の押収件数は24件で、平成15年の押収件数を既に上回っている（別紙）。

4. 韓国政府への抗議

本年6月15～16日に米子市で開催した「第6回日韓漁業取締実務者協議」において、日本側から侵犯操業による漁具押収が多発している現状を説明し、韓国政府に強い指導を要請したところであるが、改善がみられず底刺網漁船の我が国EEZ内での違法操業が活発化してきたことから、外交ルートを通じて、韓国政府に対し、強く抗議することとしている。

問合せ先： 水産庁 境港漁業調整事務所
電話： 0859-44-3681
担当者： 漁業監督課 長谷川

注：押収状況写真のメール可能。

【参 考】山陰北陸沖における漁具押収の状況（日韓漁業協定発効以降）
平成16年11月10日現在

暦年	件数	底刺網 Km	カニ籠 個	パイ籠 個	アナゴ籠 個	ロープ Km
11	2	44	0	17	0	18
12	3	0	85	275	0	16
13	6	39	335	0	0	29
14	11	183	1,754	0	0	147
15	22	139	292	6,306	10,492	222
16	24	65	159	21,012	1,678	234
計	68	470	2,625	27,610	12,170	666

漁獲物・海中還元量（単位：Kg）

魚種	平成15年（暦年）計	平16年（11月10日現在）計
ズワイガニ	34,284	11,448
カレイ	278	84
ベニズワイガニ	5,425	7,864
パイ貝	9,487	38,312
アナゴ	447	6
ヌタウナギ	2,031	218
ウツボ	63	0
エイ	962	371
計	52,977	57,893